

呉市家庭ごみ等収集車両輸送渡船代船建造
業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

呉市の所有する一般廃棄物収集車運搬船「第二芸予」の老朽化に伴い、公募型プロポーザル方式により、燃費の向上等によるランニングコストの低減と温室効果ガスの削減等、環境に配慮した提案を募集し、代船建造業務の事業者を選定します。

2 業務の概要

(1) 業務名

呉市家庭ごみ等収集車両輸送渡船代船建造業務

(2) 業務内容

19トン型自動車渡船建造特記仕様書に基づく代船建造

(3) 履行期間

契約締結日（本契約として成立日）から令和10年3月31日（金）まで

(4) 提案価格の上限額

230,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 募集スケジュール（予定）

項目	期間等
プロポーザルの実施案内(公告)	令和8年4月上旬
質問書の受付期限	告示日から令和8年4月15日（水）午後5時まで
質問書の回答	令和8年4月22日（水）までに行う。
参加表明書の提出期限	令和8年4月27日（月）午後5時まで
資格審査結果の通知	令和8年5月1日（金）までに行う。
提案書受付期限	令和8年5月13日（水）午後5時まで
プレゼンテーション, 選考	令和8年5月下旬（実施予定）
選考結果通知	令和8年5月下旬（通知予定）

4 提出先

呉市環境部環境業務課（担当：吉田，西国）

〒737-0134 呉市広多賀谷3丁目8番7号

TEL：0823-74-9100（直通） FAX：0823-71-7497

E-mail：gyoumu@city.kure.lg.jp

5 応募者の参加資格要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 造船法（昭和25年法律第129号）第5条第1項の規定に基づく船舶の製造事業等の開始の届け出をしている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画又は再生計画が認可されている者を除く。）でないこと。
- (4) 次に掲げる事項について実績等を有する者であること。
 - ア 過去に相応の小型船舶の建造の実績があること。
 - イ 船舶建造施設を有し、当該船舶の建造に必要な能力を有すること。
 - ウ 当該船舶の建造設計に必要な船舶設計技術者を確保できること。
 - エ 当該船舶の建造に必要な船舶建造技術者を確保できること。
 - オ 納入後のメンテナンス体制建造船舶の故障又は異常時に対応するため、船舶納入後においても十分なアフターサービス・メンテナンス体制を確保することが可能なこと。

6 参加表明書の提出について

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は下記の書類を1部提出すること。

ア 参加表明書	・様式第1号
イ 造船所事情	・様式第2号
ウ 船舶建造実績書	・任意様式 過去の相応の建造実績について、その一覧表・写真などを提出すること。
エ 納入後のメンテナンス体制調書	・様式第3号
オ 納税証明書（原本に限る。）	・本社が所在する市区町村発行の未納税額がないことの証明「完納証明書」 ・税務署発行の未納税額がないことの証明「納税証明書」（「消費税及び地方消費税」及び「法人税」納税証明書）
カ 商業登記簿謄本（原本に限る。）	・3ヶ月以内に発行されたもの
キ 印鑑証明書	・3ヶ月以内に発行されたもの
ク 決算書（直前1期分）	・財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
ケ 会社経歴書	・任意様式

7 提案書作成に係る質問の受付・回答

(1) 受付方法

質問がある場合は、様式第4号に質問内容を記載の上、令和8年4月15日（水）午後5時までに「4 提出先」に記載するメールアドレスにメールで提出してください。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月22日（水）までに取りまとめ、メールで回答します。

8 提案書の提出

(1) 提出方法

様式第5号に、関係書類を添えて、令和8年5月13日（水）午後5時までに、環境業務課へ持参又は郵送（書留郵便で受付期限までに必着）により提出してください。

※ 持参、郵送を問いませんが、未着、遅延の場合は原因のいかんを問わず、未提出として取り扱います。

(2) 提出部数

提案書 10部（正本1部、副本9部）

見積書 1通

(3) 関係書類

ア 基本計画書

19トン型自動車渡船建造特記仕様書に定めた要目に対する対応策を記載すること。

イ 建造仕様書又は要目表

ウ 基本図面

- ・一般配置図
- ・中央断面図
- ・総トン数計算書
- ・燃料消費量のわかる資料
- ・省エネルギー設備関係説明資料
- ・推定速力計算書
- ・工程表
- ・その他本建造事業に当たってアピールできるもの

9 委託業者の審査・選定

(1) 審査方法

提案書が提出された後、事務局において提出書類の点検を行い、その後、選定委員会においてヒアリングを実施し提案内容の審査を行います。

(2) ヒアリングの実施

ヒアリングの日時等については、別途、指定します。

(3) 審査基準

選定委員会において各提案書を「建造予定価格」「船舶性能」「安全性」「保守点検性能」「実施体制・スケジュール」「提案内容」の各項目の基準に基づき採点評価し、得点の合計が最も高い提案者を建造事業者として選定します。

特記事項として、自動操船や自動離着岸などの自動航行技術の導入及びバイオ燃料などの次世代燃料の活用並びに潮流や水温など海洋環境データの収集の導入に係る技術提案は特に評価します。

また、将来的に一般車両や住民の輸送（不定期航路）として利用する可能性を視野に入れ快適性（バリアフリーを含む）に係る技術提案については特に評価します。

(4) 審査結果は、提出業者全員に通知します。

(5) 審査の経緯は公表しません。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けません。

(6) 審査により決定された委託候補業者は本市と内容等について、別途協議の上、呉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条に基づく呉市議会の議決が必要な契約であるため、仮契約の締結後、呉市議会の承認を得たのち本契約の締結となります。また、支払いについては、建造後一括払い（完了払）とし、業務完了後、請求を受けた日から30日以内に支払います。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 公正な審査を阻害するような行為があった場合
- (5) ヒアリングに正当な理由なく欠席した場合
- (6) 見積額が予定額を上回っている場合
- (7) その他本要領に違反すると認められる場合

11 その他

- (1) 本件に参加するために必要な費用は、全額参加業者の負担とします。
- (2) 企画提案書は、提出後に修正することはできません。
- (3) 提出された企画提案書は返却しません。
- (4) 提案書について情報公開請求があった場合は、呉市情報公開条例（平成11年条例第1号）に基づいて提出書類等を公開することがあります。